至急・重要

熊建産連発第63号の15 令和2年4月9日

建産連各団体の長様

熊本県建設産業団体連合会 会 長 土 井 建

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設業関係 事務手続の見直しについて(県からの通知)

表題のことについて、熊本県土木部監理課長から別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

貴職から会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

令和2年(2020年)4月9日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設業関係事務手続 の見直しについて(通知)

新型コロナウイルス感染症が今もなお国内で感染が拡大している状況を踏まえ、感染拡大防止に万全を期す観点から、本県における建設業関係事務手続について、一定期間、下記のとおり見直します。

つきましては、貴団体会員へ周知くださるようお願いします。

なお、建設業者等に対しては、別途、郵送によりお知らせします。

記

1 見直しの内容

来所のうえ行っている手続については、一部を除き、郵送とする。

- ※ 詳細は別添を御参照ください。
- 2 期間

令和2年(2020年)4月13日(月)から5月31日(日)まで

※ 期間を延長することとなった場合は、改めてお知らせします。

【問い合わせ先】

熊本県土木部監理課建設業班

TEL: 096-333-2485

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設業関係事務手続の見直し

熊本県土木部監理課

【令和2年(2020年)4月13日(月)から5月31日(日)までの取扱い】 →本取扱いを延長する場合は、県HPで周知。

事務手紀	事務手続きの種類		手続を行う場所 ※ <b>変更な</b> し	書類の提出部数 ※変更なし	手数料 の有無 ※変更なし	留意事項
	① 許可の申請(新規、更新、業種追加等)	<del>来所</del> 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	O (50,000円~)	・一般書留により郵送すること。 ・従来、持参(提示)書類としていたもの(一部を除く)も郵送すること。 → 詳細は別添1
1 建設業の許可関係	② 変更、廃業等の届出(③を除く)	来所。郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。 ・従来、持参(提示)書類としていたもの(一部を除く)も郵送すること。 → 詳細は別添2
※知事許可業者のみ	③ 変更届出書(事業年度終了)の提出	来所。郵送	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
	<ul><li>④ 許可証明(確認)書の発行申請</li></ul>	<del>来所又は</del> 郵送	県庁(監理課建設業班)	1部	O (400円)	・郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。 ・申請から発行まで1週間程度を要する見込み。
2 経営事項審査関係	① 予約	来所(上記1③提出時) 電話(上記1③郵送後)	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	_	×	·変更届出書(事業年度終了)(上記1③)の提出が確認できている場合のみ受け付ける。
※知事許可業者のみ	② 審査	来所 ※変更なし	熊本:県庁内の会議室 球磨:球磨地域振興局 上記以外:各地域の建設会館	正・副の2部	O (11,000円~)	・換気、消毒、マスク着用等、感染対策を十分に行う。 ・出席者は、1社あたり2人までとする。 ・対面による審査は行わず、書類を一式預かり、申請者は待ちスペースで待機。
3 指名願関係 (入札参加者資格審査申請)	〇 変更等の届出	<del>来所又は</del> 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部 (控えが不要な場合は1部で 可)	×	・控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
4 解体工事業の登録関係	① 登録の申請(新規、更新)	来所。郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	O (26,000円~)	・一般書留により郵送すること。 ・従来、持参(提示)書類としていた常動性の確認書類も郵送すること。
7 开作工学术VI 显矫因从	② 変更、廃業等の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
5 浄化槽工事業の登録関係	① 登録の申請(新規、更新)	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	O (26,000円~)	<ul><li>一般書留により郵送すること。</li><li>・従来、持参(提示)書類としていた常動性の確認書類も郵送すること。</li></ul>
· // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011— - // 1011—	② 変更、廃業等の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
6 特例浄化槽工事業の届出関係	① 新規、廃止の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
0 的对外记者工事来》周山国际	② 変更の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班) 又は 管轄の広域本部(地域振興局)土木部	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
7 住宅瑕疵担保履行法に係る届出関係	〇 資力確保措置状況の届出	来所 郵送	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
8 建設機械抵当法に係る申請関係	〇 打刻又は検認の申請	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	O (36,000円)	・一般書留により郵送すること。
9 建設工事受注動態統計調査関係	○ 調査票の提出 ※対象業者のみ	郵送 ※変更なし	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	1部	×	
10 閲覧関係	○ 建設業者、測量業者の申請書類の閲覧	来所 ※変更なし	県庁(監理課閲覧室)	1部	×	・一度の入室を4人までに制限する。 ・閲覧時間を1人1回あたり30分までとする。
11 各種相談	<ul><li>○ 建設業許可、経営事項審査、紛争等に 関する相談</li></ul>	来所又は電話	県庁(監理課建設業班)	_	×	

# 建設業許可申請に必要な書類(早見表) <熊本県知事許可> 【令和2年(2020年)4月13日(月)から5月31日(日)までの取扱い】

## 別添1

R2.4.1

1 提出書類

(1	)閲覧対象書類	[					※令			11日7		申請	に適用
No.	様式番号	県エロ掲載	名称	①新規	②許可換え新規	③般特新規	④業種追加	⑤更新	6般特新規+業種追加	更	種 追加 + 更	9 業種追加+更新	チェック欄 (☑)
1	_	0	表紙	•	•	•	•		•		•		
2	第一号	0	建設業許可申請書	•	•	•	•	•	•	•		•	
3	別紙一	0	役員等の一覧表 ※法人の場合のみ。				•					•	
4	別紙二(1)	0	営業所一覧表(新規許可等)	•	•						•	•	
5		0	営業所一覧表(更新)					•		•	•	•	
6	720-1124	0	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	•	•	•	•	•		•	•	•	
7	別紙四	0	専任技術者一覧表					•		•	•	•	
8	第二号	0	<b>工事経歴書</b> ※「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。	•	•	•	•	Δ	•	<b>\$</b>	$\Diamond$	<b>\$</b>	
9	第三号	0	直前3年の各事業年度における工事施工金額	•		•	•	Δ	•	•		•	
10	第四号	0	使用人数	•		•	•	•		•	•		
11	第六号	0	誓約書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
12	第十一号	0	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※本店(主たる営業所)以外に支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所(従たる営業所)がある場合、若しくは個人事業者で支配人がいる場合のみ。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
_		0	財務諸表 ※法人は第十五号~第十七号の三(注)、個人事業者は第十八号及び第十九号	•	•	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
14	第二十号	0	営業の沿革	•	•	Δ	Δ	•	Δ		•	•	
_	第二十号の二	0	所属建設業者団体	•	•	Δ	Δ		Δ				
_	第二十号の三		健康保険等の加入状況	•	•	•	•	•		•		•	
17	第二十号の四	0	主要取引金融機関名	•	•	Δ	Δ		Δ				
	_	_	定款 ※法人の場合のみ。	•	•	Δ	Δ		Δ				
19	_	0	裏表紙										

(注)第十七号の三(附属明細表)は、特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金の額が1億円を超え、又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である場合のみ。なお、有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

#### (2)閲覧対象外書類

No.	様式番 <del>号</del>	HP	名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	チェック欄
			経営業務の管理責任者証明書					_					
1	第七号	0	※既に証明されている者について、申請者と異なる証明者による過去の期間の証明の場合は、自社の経験の証明書に加え、前回の証明書の写しの添付でも可。 <del>(原本持参)</del>	•	•	•	•	•					
2	別紙	0	経営業務の管理責任者の略歴書										
3	第八号	0	専任技術者証明書(新規・変更)			•			•		•	•	
4	_	_	専任技術者の資格要件を証する書類(①又は②) ①免許等又は監理技術者資格者証の写し(一定の国家資格等を有する場合) ※免許等は、A4版に拡大・縮小コピーして添付(原本特参)。ただし、監理技術者資格者証の写しにより証明できる資格については、免許等の提出は不要。 ※監理技術者資格者証等、現場携行が義務付けられているものについては、写しのみで可。 ※資格取得後に実務経験を要する場合には、免許等の写しに加えて必要な年数以上の「実務経験証明書」(第九号)も必要。 ※業種追加の場合は、当該業種に係る書類のみで可。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
5	第九号	0	②実務経験証明書(一定期間以上の実務経験を有する場合) ※指定学科卒業の場合は、卒業証明書(写し)又は卒業証書(写し)も必要。 ※更新等の申請で、既に証明されている者については、前回の証明書の写しで可。										
6	第十号	0	指導監督的実務経験証明書 ※特定建設業で該当する場合のみ。 ※更新等の申請で、既に証明されている者については、前回の証明書の写しで可。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
7	第十二号	0	許可申請者(役員及び株主等)の住所、生年月日等に関する調書 ※経営業務管理責任者については作成不要。 ※顧問、相談役、役員ではない株主等については、賞罰欄への記載並びに署名及び押印を要しない。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
8	第十三号	0	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書 ※本店(主たる営業所)以外に支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所(従たる営業所)がある場合、若しくは個人事業者で支配人がいる場合のみ。 ※役員等が令3条使用人を兼ねている場合、又は支配人が経営業務管理責任者である場合は不要。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
9	第十四号	0	株主(出資者)調書 ※法人の場合のみ。		•	Δ	Δ	•	Δ	•	•	•	
10	_	_	「履歴事項全部証明書」 ※法人の場合は商業登記、個人事業者で支配人がいる場合は支配人登記。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。	•	•	Δ	Δ	•	Δ	•	•	•	
11	_	_	熊本県税(個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人事業税)に係る「納税証明書」(その2) ※申請日前3か月以内に発行されたもの。 ※新規設立等で決算未到来の場合は、法人設立届の写し又は個人事業開始届の写し。	•	•	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
12	_		財産的要件についての確認書類<一般建設業の場合> ※特定建設業の場合は財務諸表で判断。 ※主要取引金融機関が発行する500万円以上の残高証明書又は融資証明書(証明日が申請日前1か月以内のものとし、複数の金融機関から証明を受ける場合には証明日が同じもの)。ただし、新規申請で直近の決算において自己資本の額が500万円以上の場合は財務諸表により確認、新規以外の申請で直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合は事業年度終了変更届により確認。	•	•	•	•		•	•	•	•	
13	_		<b>営業所の確認書類</b> ※営業所の写真(外観、入口、内部)。写真を貼付した用紙余白に、営業所の使用権原が自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。	•	•								
14	_	_	法務局が発行する成年被後見人、被保佐人の「登記されていないことの証明書」 ※申請日前3か月以内に発行されたもので、個人事業者の場合は事業主及び支配人の分、法人の場合は 役員及び令3条使用人の分(顧問、相談役、役員ではない株主等は不要)。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
15	_	_	本籍地の市町村が発行する「身分(身元)証明書」 ※申請日前3か月以内に発行されたもので、個人事業者の場合は事業主及び支配人の分、法人の場合は 役員及び令3条使用人の分(顧問、相談役、役員ではない株主等は不要)。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	te u com	۸	・										

#### 2 持参書類 1の提出書類と併せて郵送する書類

	179首は「101に山首はこりにておたする首は		
1	前回の許可申請書(副本)	※新規の場合を除く。	
2	<del>前回の許可申請以降に提出した<u>全ての</u>変更届(副本)及び直近5年分の事業年度終了変更届(副本)</del>	※新規の場合を除く。	
(3)	経営業務管理責任者及び専任技術者の常勤性が確認できる書類として、事業所名が記載された健康保険被保険者証 の写し	※無い場合は、 <u>直近の賃金台帳</u> 又は <u>源泉</u> <u>徴収簿</u> (新たな採用等により賃金の支払い があってない場合は、 <u>出勤簿</u> )	
4	専任技術者の要件が免許資格等の場合は、該当する免許資格等の原本		
[5]	健康保険及び厚生年金保険の加入及び事業所整理記号・事業所番号を確認できる書類として次の①~②のいずれか (写しで可) ①健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に関する領収証書 ②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書	※社会保険に加入している場合のみ ※いずれも申請時の直近のもの	
<b>6</b>		※雇用保険に加入している場合のみ ※いずれも申請時の直近のもの	
	よ人番号が確認できる書類として、法人番号指定通知書等(写しで可)	※法人の場合のみ	
(8	役員の任期が確認できる書類として、定款	※株式会社の場合のみ	

#### 3 その他注意事項

- (1)提出書類は、閲覧対象書類(上記1の(1))と閲覧対象外書類(上記1の(2))に分け、それぞれ番号順に並べ、<u>正本と副本の2部を提出</u>すること。
- (2)般特新規、業種追加等に伴い、専任技術者を変更する場合は、「専任技術者の変更の届出」が必要です。
- (3)上記の内容は、許可申請までに必要な変更届等を適正に提出している場合の基本的なものです。これまでの申請内容に変更がある場合は、上記の書類に加え、変更届等を提出していただく場合があります。
- (4)新規許可の場合は、上記以外に経営業務管理責任者の要件を確認する書類などが必要となる場合がありますので、詳しくは「建設業許可の手引き」を参照していただくか、下記問い合わせ先まで直接、お尋ねください。
- (5)個人事業主の方が法人成りする場合、個人事業主の方が事業承継する場合は、廃業届と新規許可申請が必要となり、許可番号は新番号になります。ただし、一定の要件を満たす場合に限り、許可番号を引き継ぐとともに経営事項審査における完成工事高等の承継が認められ、入札参加資格も承継されますので、あらかじめ御相談ください。
- (6)国土交通大臣許可の場合は、提出書類が異なりますので、九州地方整備局のホームページ等で御確認下さい。

## 4 許可手数料

<u>知事許可の場合は、熊本県収入証紙による納入</u>となります。

	知事	許可	大臣許可				
申請の区分	一般のみ <sup>又は</sup> 特定のみ	一般・特定両方	一般のみ <sub>又は</sub> 特定のみ	一般·特定両方			
1 新規	9万円	18万円	15万円(登録免許税)	30万円(登録免許税)			
2 許可換え新規	9万円	18万円	15万円(登録免許税)	30万円(登録免許税)			
3 般•特新規	9万円		15万円(登録免許税)	_			
4 業種追加	5万円	10万円	5万円(収入印紙)	10万円(収入印紙)			
5 更新	5万円	10万円	5万円(収入印紙)	10万円(収入印紙)			
6 般·特新規+業種追加	142	万円	15万円(登録免許税)	)+5万円(収入印紙)			
7 般·特新規+更新	142	万円	15万円(登録免許税)+5万円(収入印紙)				
8 業種追加+更新	10万円	15万円(*1) <sub>又は</sub> 20万円(*2)	10万円(収入印紙)	15万円(収入印紙)(*1) <sub>又は</sub> 20万円(収入印紙)(*2)			
9 般·特新規+業種追加+更新	197	万円	15万円(登録免許税)	+10万円(収入印紙)			

- (\*1)業種追加を一般・特定の一方で、更新を一般・特定両方で申請する場合
- (\*2)業種追加を一般・特定の両方で、更新を一般・特定両方で申請する場合

### 【建設業許可に関する問合せ先】

熊本県土木部監理課建設業班 (熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館11階)

電話:096-333-2485 FAX:096-381-5404

※許可申請書の様式は、熊本県ホームページ(http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\_17413.html)に掲載しています。

#### 【令和2年(2020年)4月13日(月)から5月31日(日)までの取扱い】

R2.4.1 現在

建設業許可変更届一覧表 (知事許可)

変	更等の事項		提出書類	提出期限
		届出書様式	添 付 書 類 等	及び部数
商号	又は名称の変更	(1)変更届出書 (2)役員等の一覧表 (3)株主 (出資者) 調書 ※(2) (3)については組織変更の場合のみ	①商業登記の履歴事項全部証明書 ※組織変更の場合は、定款を添付すること	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	就任	(1)変更届出書       ①商業登記の履歴事項全部証明書         (2)役員等の一覧表       ②法務局が発行する成年被後見人、被保付記されていないことの証明書」(※1)         (3)誓約書       記されていないことの証明書」(※1)         (4)許可申請者の調書       ③市町村が発行する「身分(身元)証明書」		
役員等の変更	常勤↔ 非常勤	(1)変更届出書 (2)役員等の一覧表	なし	
愛更(※3)	取締役→ 代表取締役	(1)変更届出書 (2)役員等の一覧表 (3)誓約書 (4)許可申請者の調書	①商業登記の履歴事項全部証明書	
	辞任または 代表取締役→ 取締役	(1)変更届出書 (2)役員等の一覧表	①商業登記の履歴事項全部証明書	
営業所の所在地、郵便番号、電話番号の変更		(1)変更届出書	①商業登記の履歴事項全部証明書(所在地の変更の場合) ②写真(外観・入口・内部がわかるもの各1部) ※写真を貼付した用紙会白に、営業所の使用権原が自己所有又は賃 貸借等の別を記入すること	事実が発生し
		(1)変更届出書 (2)専任技術者一覧表 (3)誓約書 (4)建設業法施行令第3条に 規定する使用人の一覧表 (5)専任技術者証明書(新規・変更) (6)建設業法施行令第3条に 規定する使用人の調書	(営業所関係) ①写真(外観・入口・内部がわかるもの各1部) ※写真を貼付した用紙会自に営業所の使用権原について、自己 所有又は賃貸借等の別を記入すること  (建設業法施行令第3条に規定する使用人関係) ①法務局が発行する成年被後見人、被保佐人に 「登記されていないことの証明書」(※1) ②市町村が発行する「身分(身元)証明書」(※2)  (専任技術者関係) ①免許資格の写し等 ※允許・資格については、原本を持参すること 「持参」  ○常勤の確認できる書類(社会保険関係書類の 写し、賃金台帳又は直近3ヶ月分の出勤簿)	た時から30 日以内 (2部)

- (※1) 熊本地方法務局または東京法務局 (郵送) で発行、支局では発行不可
- (※2)本籍地のある市役所、町村役場等で発行(成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書)
- (※3)変更に伴い、経管・専任等の変更が必要となる場合があります。

変更等の事項		提出書類	提出期限
224, 747	届出書様式	添 付 書 類 等	及び部数
営業所の業種の変更又は廃止	<ul><li>(1)変更届出書</li><li>(2)専任技術者一覧表</li><li>(3)専任技術者証明書(新規・変更)</li><li>(4)届出書 ※廃止の場合のみ</li></ul>	①免許・資格の写し等(削除の場合は不要) ※統計・資格にみては、原本を持参すること 〈専任技術者の変更が伴う場合〉 ・ 持参・	事実が発生した 時から30日以 内 (2部)
資本金額又は出資 総額の変更	(1)変更届出書 (2)株主(出資者)調書	①商業登記の履歴事項全部証明書 ※合資会社等で出資額が商業登記で確認できない場合は、定款 又は出資引受書等の写し	
経営業務の管理責任者の変更	(1)変更届出書 (2)経営業務の管理責任者証明書 (3)経営業務の管理責任者の略歴書	①商業登記の履歴事項全部証明書(及び閉鎖謄本) 又は支配人登記簿謄本(証明しようとする経験期間について必要) 特参 ○建設業許可申請書、変更届出書、経審書類等(過去の経営期間の実績がこれらの書類で確認できない場合は、工事請負契約書、注文書及び請書、請求書等が必要) ○常勤の確認できる書類(社会保険関係書類の写し、賃金台帳又は直近3ヶ月分の出勤簿)	
専任技術者の変更	(1)変更届出書 (2) 専任技術者証明書(新規 ・変更)	①免許・資格の写し等(削除の場合は不要) ※統計・資格にみては、原本を持参すること 持参 ○常勤の確認できる書類(社会保険関係書類の写し、賃金台帳又は直近3ヶ月分の出勤簿)	事実が発生した 時から2週間以 内 (2部)
建設業法施行令第 3条に規定する使 用人の変更	<ul><li>(1)変更届出書</li><li>(2)誓約書</li><li>(3)建設業法施行令第3条に 規定する使用人の一覧表</li><li>(4)建設業法施行令第3条に 規定する使用人の調書</li></ul>	①法務局が発行する成年被後見人、被保佐人に「登記されていないことの証明書」(※1) ②市町村が発行する「身分(身元)証明書」(※2) ※1)、②については就任の場合のみ	
健康保険等の加入状 況の変更	(1) 健康保険等の加入状況	<del>  持参                                    </del>	
建設業の廃業 (全業種の廃業の場合)	(1)廃業届	なし ※建設業を休業する場合も、廃業となる	事実が発生した
建設業の廃業 (一部業種の廃業の場合)	<ul><li>(1)廃業届</li><li>(2)変更届出書</li><li>(3)届出書</li><li>※②は、従たる営業所の業種が変更になる場合のみ</li></ul>	※一部業種の廃業の場合は、届出書の代わりに、専任技術者の 変更が必要となる場合があります。	時から30日以 内 (2部)
事業年度終了変更届	(5)株主資本等変動計算書及ひ (7)附属明細表 (8)事業税の (9)使用人数 (10)令第3条に (11)定款(法人のみ) (12)を ※(9)から(12)については前回	おける工事施工金額 (4)貸借対照表及び損益計算書 注記表(法人のみ)(6)事業報告書(株式会社のみ) の納付すべき額及び納付税額を証する書面 規定する使用人の一覧表	決算終了から 4ヶ月以内 (2部)